

奈良県農業協同組合検査規則及び奈良県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十号

奈良県農業協同組合検査規則及び奈良県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

(奈良県農業協同組合検査規則の一部改正)

第一条 奈良県農業協同組合検査規則(昭和二十七年一月奈良県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「(検査員等)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 知事は、検査員でない県の職員を、検査員を補助する者(以下「検査補助員」という。)に任命することができる。

5 知事は、検査補助員に検査補助命令書(第三号様式)を交付するものとする。

第九条中「検査員」の下に「及び検査補助員」を加え、「前条第三項」を「前条第三項」に、「提示するとともに、同項の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを」を「又は同条第五項の検査補助命令書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 検査員は、検査に当たっては、前条第三項の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第二号様式の次に次の様式を加える。

第 号
年 月 日

検 査 補 助 命 令 書

職 名 氏 名

検査補助員

農業協同組合法 の規定による の検査について、検査員
の指揮監督を受け、その検査を補助することを命じます。

奈良県知事 印

（奈良県農業共済組合等検査規則の一部改正）

第二条 奈良県農業共済組合等検査規則（昭和四十三年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（検査員等）」に改め、同条に次の二項を加える。

4 知事は、検査員でない県の職員を、検査員を補助する者（以下「検査補助員」という。）に任命することができる。

5 知事は、検査補助員に検査補助命令書（第三号様式）を交付するものとする。

第十一条中「検査員」の下に「及び検査補助員」を加え、「前条第三項」を「前条第三項」に、「を提示するとともに、同項の身分証明書を携行しなければ」を「又は同条第五項の検査補助命令書を提示しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 検査員は、検査に当たっては、前条第三項の身分証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二号様式の次に次の一様式を加える。

第 3 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

検 査 補 助 命 令 書

職 名 氏 名

検査補助員

農業保険法第 2 0 9 条第 2 項（第 2 0 9 条第 1 項、第 2 0 9 条第 3 項）の規定による農業共済組合（市町村）の検査について、検査員の指揮監督を受け、その検査を補助することを命じます。

奈良県知事 印

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。